

東日本大震災に伴い旭川市内へ避難している世帯への支援内容の一覧

令和7年4月1日現在

分類	項目	所管（課）	所管（係）	直通電話番号	支援概要	対象者	
健康・福祉に関すること	各種保険等について	国民健康保険に係る一部負担金（窓口負担）の減免	国民健康保険課	国保給付係	25-6247	一部負担金の支払いが困難な方に対して、その支払を免除します。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方
		国民健康保険料の減免	国民健康保険課	国保保険料係	25-6247	保険料を減免します。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方 ※令和5年4月から一部見直しをしています。
		後期高齢者医療に係る一部負担金（窓口負担）の減免	国民健康保険課	後期高齢者医療係	25-8536	一部負担金の支払いが困難な方に対して、その支払を免除します。 ※決定は北海道後期高齢者医療広域連合が行っています。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方 ※令和5年4月から一部見直しをしています。
		後期高齢者医療保険料の減免	国民健康保険課	後期高齢者医療係	25-8536	保険料を減免します。 ※決定は北海道後期高齢者医療広域連合が行っています。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方 ※令和5年4月から一部見直しをしています。
		介護保険料の減免又は徴収猶予	介護保険課	介護保険料係	25-5356	被災者の介護保険料を減免します。	令和7年4月1日時点において設定されている帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者で東日本大震災発生後に旭川市に転入された方
		介護サービス利用料の減免	介護保険課	管理給付係	25-6485	被災者の介護サービス利用者負担を減免します。	令和7年4月1日時点において設定されている帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者で東日本大震災発生後に旭川市に転入された方
	障がい者福祉について	利用者負担の免除	障害福祉課	障害サービス係	25-9854	障害福祉サービス等に係る利用者負担を支払うことが困難な方について、利用者負担を免除することができます。	帰還困難区域等の住人であった方（上位所得層の方は除く。）。
	医療・介護等について	各種予防接種に関する相談	保健予防課	保健予防係	25-6237	予防接種手続の対応をします。	・被災地から市内へ避難されてきた方で、定期予防接種の対象に該当する方 ・被災地から市内へ避難されてきた方で、定期予防接種の依頼書発行がされない方
	各種相談について	原爆被爆者手帳を紛失した方等の医療機関受診に対する相談	保健予防課	こころと難病支援担当	25-6364	原爆被爆者手帳交付者が手帳等を紛失した場合に、医療機関を受診する際の相談に応じます。	被災地から市内へ避難されてきた方のうち、原爆被爆者手帳交付者
		特定疾患・ウイルス性肝炎・橋本病等医療受給者及び難病患者の方への相談	保健予防課	こころと難病支援担当	25-6364	特定医療費（指定難病）等医療受給者等の療養、各種申請等に対する相談に応じます。	指定難病・特定疾患・ウイルス性肝炎・橋本病等医療受給者及びその他難病患者等
	教育に関すること	就学機会の確保	学務課	学務担当	25-7564	公立学校への受入れについて、可能な限り弾力的に取扱い、速やかに対応を行う。	東日本大震災で被災された方で、各制度の対象となる方